

平成 21 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社リサ・パートナーズ  
代表者名 代表取締役社長 井無田 敦  
(コード番号 8924 東証第1部)  
問合せ先 経営戦略部長 石館 幸治  
(TEL:03-5573-8011)

業務資本提携、第三者割当による優先株式の発行  
及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 9 日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、NECキャピタルソリューション株式会社(以下「NECキャピタルソリューション」といいます。)との業務資本提携(以下「本提携」といいます。)に関する業務資本提携契約(以下「本契約」といいます。)を締結することを決議し、また、本提携を目的とした、NECキャピタルソリューションを割当先とする第三者割当による当社第 1 種優先株式(以下「本株式」といいます。)の発行(以下「本新株発行」といいます。)を別添 1 の通り実施することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、平成 21 年 3 月 19 日に開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に、本新株発行のために必要となる「定款の一部変更の件」を付議することも決議いたしました。

なお、本新株発行については本株主総会において上記議案の承認が得られること、及び本契約に規定される本株式の払込に係る前提条件が充足されることを条件としております。

記

I. 業務資本提携

1. 背景と目的

当社は、I プリンシパル投資事業(自己勘定による投資)、II ファンド事業(外部資金の運用管理及び投資)、III インベストメントバンキング事業(役務提供による手数料ビジネス)の3つの事業セグメントを設け、さらに各セグメントを、①企業関連、②債権関連、③不動産関連の3つのドメインに分け、事業リスクの分散を意識した事業運営を行ってまいりました(下図参照)。

【当社の事業セグメントと事業ドメイン】

		セグメント		
		I プリンシパル投資事業	II ファンド事業	III インベストメントバンキング事業
ド メ イン	① 企業	企業投資	ソリューションファンド	コーポレート・アドバイザー
	② 債権	債権投資	地域企業再生ファンド	債権アドバイザー
	③ 不動産	不動産投資	不動産共同投資	不動産アドバイザー

昨年度創業 10 周年を迎えた当社は、上記のようなユニークな事業モデルを核として、さらに今後の成長を図るべく NEC キャピタルソリューションとさまざまなビジネスを両社共同で展開することにつき慎重に検討を重ねてまいりました。検討の結果、当社と NEC キャピタルソリューションとは事業上の強み・弱みの重複が少なく、相互に補完関係の成立が期待されると判断するに至りました。

当社の強みである金融機関ネットワークや企業投資・再生分野での専門性と NEC キャピタルソリューションの強みである信用力や NEC グループを中心とした顧客基盤、資産金融分野での専門性を融合させることで企業向け金融ソリューション領域において競争力のある新たな事業モデルの構築が可能であると判断した次第です。

下図のように、当社とNECキャピタルソリューションは、同じ企業向け金融ソリューション領域(当社のドメインにおける①企業及び②債権のドメインを主に指します)にありながらも、異なるネットワーク及びノウハウを有しており、相互のサービスを相互のネットワークにおいてクロスセルすることで、当社の新規顧客の開拓につながるとともに、新たな事業機会を捕捉することが可能となります。

また、両社の異なるノウハウを融合し、当社とNECキャピタルソリューションとが共同で案件に取り組むことにより、これまで逸失していたビジネスチャンスの取り込みが可能となり、より高い収益性を持つ金融ソリューションの提供も可能となります。

	当社	NEC キャピタルソリューション
ネットワーク	金融機関を中心とした 全国ネットワーク	NECグループ、官公庁、 大企業を中心とした顧客基盤
ノウハウ	企業投資・再生分野での専門性	資産金融分野での専門性

以上のことから、当社にとってNECキャピタルソリューションが将来的に競争力を有する新たな事業モデルを構築することができる最良のパートナーであると考え、NECキャピタルソリューションとの本提携の合意に至った次第です。

なお、本提携は従来当社が行ってきた地域金融機関等との提携とは異なり、相互のサービスをクロスセルさせるという全く新しい取り組みであり、当社の潜在的な成長力が飛躍的に高まるものと考えております。

## 2. 内容

本提携は、当社の強みである金融機関ネットワークや企業投資・再生分野での専門性と、NECキャピタルソ

ソリューションの強みである信用力や NEC グループを中心とした顧客基盤、資産金融分野での専門性を融合させることで、企業向け金融ソリューション領域において、新たな事業モデルを創造していくことを目的としており、当社にとって極めて重要な業務提携と位置づけております。

今後は、両社で設置する協業推進委員会(仮称)を発足し、両社より常任委員を含めて役職員を複数名派遣し、提携内容についてより具体化させる推進体制を整備いたします。

本提携において、今後、具体化を検討する提携範囲は以下の通りです。

#### ① 事業機会の拡大と事業基盤の強化

当社の金融機関を中心としたネットワークと、NECキャピタルソリューションの IT 産業のサプライチェーンに対して、両社の異なるノウハウに基づく金融ソリューションを効果的にクロスセルすることによって、事業機会の拡大と事業基盤の強化を実現します。将来的には、両社の強みを活かし、新たなマーケットを創造します。

#### ② 両社共同での案件への取り組み

以下の領域において、両社共同で案件に取り組むことを目指します。

- (1) 不良債権領域での共同投資
- (2) 企業再生領域の協業
- (3) MBO/LBO ファイナンスの共同組成
- (4) NECキャピタルソリューションのフランチャイズに対する当社によるファイナンシャルアドバイザー機能の提供
- (5) 当社のフランチャイズに対するNECキャピタルソリューションによる資産金融機能の供給

#### ③ 経営インフラの補完

各種法制度への対応やシステムインフラの最適化、リスクマネジメント体制の強化等を通じた経営インフラ面での相互補完を目指して共同で取り組みます。

#### ④ 将来の協業領域の拡大

以下の領域において、将来の協業領域の拡大を目指して共同で取り組みます。

- (1) 新たな投融资スキーム(事業再生や証券化など)の共同開発
- (2) ディストレスト投資やインフラ投資の共同組成
- (3) 公共マーケットに対するソリューション提供

#### ⑤ 資金調達機能の強化

資金調達力に優れたNECキャピタルソリューションによる当社に対するファイナンスの提供を検討するとともに、両社の信用力を活用した戦略的資金調達機能の強化に向けて共同で取り組みます。

なお、本提携に伴い、当社は、NECキャピタルソリューションを割当先とする本新株発行を決議しております。詳細については、後述Ⅱ.第三者割当による新株式(第1種優先株式)の発行をご参照願います。

### 3. 日程

本提携の効果を早期に実現すべく、本契約締結後速やかに協業推進委員会(仮称)を設置し、常任委員を含めて両社より役職員を複数名派遣し推進体制を整備してまいります。同時に、テーマ毎にワーキング・チームを編成することで、各分野でスピード感を持って協業を推進してまいります。また、本株主総会の決議を経た上で、NECキャピタルソリューションから社外取締役(1名)の受入れを予定しております。

#### 4. 今後の見通し

本提携により、各事業セグメントで様々なシナジー効果を生むものと考えられますが、業績に関する具体的な影響及び上記 2 の業務提携の具体的な内容については、詳細判明次第、別途開示させていただきます。

## II. 第三者割当による新株式(第 1 種優先株式)の発行

### 1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的及び理由

当社は、I 業務資本提携にて記載のとおり、3 つの事業セグメントを展開しておりますが、特にプリンシパル投資事業及びファンド事業では、企業・債権・不動産の 3 つの事業ドメインを対象に多様な投資活動を行っており、事業の成長のためには常に一定の投資資金が必要となります。昨年より広まった世界的な金融収縮の中、市場は混乱状態が続いており、直接金融による資金調達機能は麻痺し、また、間接金融である金融機関の貸し出し姿勢も、多くの企業に対して厳しい状態が続いております。

当社におきましては、これまで培ってきた金融機関との強固なリレーションシップを背景に、現在の事業規模を維持するために必要な一定の資金調達については安定的に確保できています。しかしながら、さらに競争力を付け、事業を成長させるために必要な事業資金を確保しようとした場合、金融危機の環境下では、機動的な資金調達手段は限られてしまい、結果として長期的な視点での成長機会を逸する恐れがあります。

目下、激しい経済環境の変化に伴い、弊社の培ってきた債権投資や企業投資における企業再生機能に対するニーズは著しく高まっております。このような中、目の前にある投資機会を捕捉するべく戦略的投資資金(具体的には、案件の増加が予想される債権投資や企業向けのエクイティ投資等)の調達として、当社取締役会において、本提携の提携先である NEC キャピタルソリューションを割当先とする第三者割当による本株式の発行を決議いたしました。

本株式は資本性の強い優先株式です。本株式には引受人による普通株式への転換請求権が付されており、本提携による協業の深化を見極めたうえで普通株式への転換を行うことを意図しております。当社の経営の独立性を維持しつつ NEC キャピタルソリューションとの業務提携をより強固なものとするために必要な資本関係として、転換後の議決権の割合を 25%程度とすることが妥当であると判断したこと及び、戦略的投資資金の確保としての必要額及び本新株発行による財務基盤の強化を総合的に勘案し、割当先である NEC キャピタルソリューションと慎重に協議及び検討を重ねた結果、本株式の発行総額は 40 億円に決定いたしました。なお、本株式には転換価額の修正の定めはございません。

本株式が全て普通株式に転換された場合には NEC キャピタルソリューションによる持株比率が 25.7%となり、当社は NEC キャピタルソリューションの持分法適用関連会社となりますが、このような両社の強い資本関係を背景として、今後は NEC キャピタルソリューションによる当社に対する ABL(動産・債権等担保融資)等のファイナンス提供の検討が可能となります。

昨今の経済環境の悪化により、当社の強みである不良債権処理や企業再生のノウハウに対するニーズはますます拡大するものと思われ、本株式の発行で調達する資金を含め、NEC キャピタルソリューションから調達する資金を、今後の当社の事業機会の捕捉に充当することは、当社の企業価値の向上に大きく寄与するものと考えております。

また、当社は、昨今の不動産市況を考慮した上で保守的な見地から、平成 20 年 12 月期連結決算において不動産共同投資事業に関して投資有価証券評価損 7,584 百万円及び貸倒引当金繰入(特別損失)446 百万円を特別損失として計上すること等から、連結通期業績予想で 2,210 百万円の当期純損失を計上(詳細は本日付公表の「特別損失の発生および通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。)することとしておりますが、本提携及び本新株発行による自己資本の拡充によって、これまで以上に当社の信用力が高まるもの

と考えており、取引金融機関からも、より柔軟な戦略的資金調達を行うことができるものと考えております。

## 2. 調達する資金の額及び用途

### (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

発行総額	4,000,000,000 円
発行諸費用概算額	100,000,000 円
差引手取概算額	3,900,000,000 円

### (2) 調達する資金の具体的な用途

本新株発行により調達する資金は、本提携の目的に資する各種戦略的投資へ機動的に充当していく予定です。具体的には、案件の増加が予想される債権投資や企業向けのエクイティ投資等に充当する予定です。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

平成 21 年 4 月以降において、事業機会を慎重に検討し戦略的に支出することを予定しております。当社は、本優先株式の差引手取概算額を上記資金用途に充当するまでの間、当該額を当社銀行口座にて管理し、他の資金用途に充当することはありません。

### (4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

金融危機を背景に、債権投資やエクイティ投資に対するニーズが急速に高まる一方で、これまで競合してきた投資ファンドや投資銀行の投資余力は弱まっており、この分野での独自のノウハウや実績を蓄積してきた当社にとっては、多くのビジネス機会が広がっています。

金融市場や金融機関の資金供給余力が縮小する中で、当社の強みである不良債権処理や企業再生のノウハウに対するニーズはますます拡大するものと思われ、本株式の発行で調達する資金を、今後の当社の事業機会の捕捉に充当することは、当社の株式価値の向上に大きく寄与するものと考え、資金の用途には十分な合理性があると判断いたします。

## 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

決 算 期	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期
売 上 高	9,152	16,607	27,441
営 業 利 益	2,812	6,490	11,928
経 常 利 益	2,507	5,203	10,595
当 期 純 利 益	1,379	3,030	6,659
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	13,070.32	24,407.44	24,141.19
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	1,500	2,000	1,800
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	69,894.50	144,417.79	98,431.04

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 20 年 12 月 31 日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	296,461 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	56,777.69 株 (第 4 回新株予約権 10,272 株) (第 5 回新株予約権 294 株)	19.15% (第 4 回新株予約権 3.46%) (第 5 回新株予約権 0.09%)

	(第6回新株予約権 686株) (第8回新株予約権 1,373株) <small>(2010年満期円貨建社債型新株予約権付社債 13,860.70株) (2014年満期円貨建社債型新株予約権付社債 30,291.99株)</small>	(第6回新株予約権 0.23%) (第8回新株予約権 0.46%) <small>(2010年満期円貨建社債型新株予約権付社債 4.67%) (2014年満期円貨建社債型新株予約権付社債 10.21%)</small>
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-	-

※ 本新株発行により第4回新株予約権及び第8回新株予約権の目的たる株式の数、並びに2010年満期円貨建社債型新株予約権付社債及び2014年満期円貨建社債型新株予約権付社債の転換価額が調整され、潜在株式数が増加する可能性があります。詳細は確定次第開示予定です。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
始 値	556,000円	509,000円 □359,000円	238,000円
高 値	712,000円	739,000円 □392,000円	257,000円
安 値	372,000円	504,000円 □164,000円	21,510円
終 値	502,000円	700,000円 □246,000円	42,300円

※ 当社は、平成19年4月1日付をもって普通株式1株につき2株に株式分割を行っており、□印は、株式分割による権利落ち後の株価であります。

#### ② 最近6か月間の状況

	平成20年 9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月
始 値	97,800円	85,300円	24,000円	31,500円	43,900円	32,500円
高 値	122,900円	87,300円	39,800円	45,950円	44,300円	39,500円
安 値	73,300円	21,510円	22,610円	24,100円	26,300円	32,000円
終 値	83,300円	22,960円	32,350円	42,300円	34,100円	37,650円

※ 平成21年2月の株価は、平成21年2月6日現在で表示しております。

#### ③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成21年2月6日現在
始 値	37,600円
高 値	39,350円
安 値	35,600円
終 値	37,650円

### (4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

#### ・第三者割当増資(第1種優先株式)

発 行 期 日	平成21年3月23日(予定)
---------	----------------

調達資金の額	3,900,000,000円（発行価額:100,000円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	普通株式 296,461株（平成21年2月9日現在）
当該増資による発行株式数	第1種優先株式 40,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式 296,461株 第1種優先株式 40,000株
割 当 先	NECキャピタルソリューション株式会社

※ 本株式には取得請求権が付されており、取得請求権に係る当初取得価額は 39,000円です。当初取得価額により取得請求権が行使された場合、発行される普通株式の数は 102,564株（本新株発行後の発行済普通株式の25.70%）です。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

発行期日	平成18年5月30日
調達資金の額	8,236,080,000円（発行価額:457,560円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	112,148株
当該増資による発行株式数	18,000株
当初の資金使途	株式会社國場組との不動産共同プロジェクト等への投資資金、不動産ファンド及び地域金融機関と連携して展開している企業再生ファンドへの投資資金として充當予定。
支出予定時期	平成18年6月～平成19年1月
現時点における充當状況	債権投資・不動産投資へ充當。

・2014年満期円貨建転換社債型新株予約権社債の発行

発行期日	平成19年4月27日
調達資金の額	12,040,000,000円（差引手取概算額）
募集時点における発行済株式数	267,746株
当該募集における潜在株式数	当初の転換価額（398,125円）における潜在株式数:30,291株
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）:0株 （残高 12,040,000,000円、転換価額（行使価額） 398,125円）
当初の資金使途	債権投資・不動産投資等へ充當
支出予定時期	平成19年5月～平成19年9月

現時点における 充 当 状 況	債権投資・不動産投資等へ充当
--------------------	----------------

#### 4. 大株主及び持株比率

募集前(平成 20 年 6 月 30 日現在)		募集後 (本株式が全て普通株式に転換された場合)(注)	
井無田 敦	10.77%	NECキャピタルソリューション株式会 社	25.70%
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー(常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済業務室)	7.20%	井無田 敦	8.00%
ジェーピーモルガンチェースオープンハイ マーファンズジャスデックアカウント(常任 代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	6.41%	ステートストリートバンクアンドトラストカ ンパニー(常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券決済業務 室)	5.34%
株式会社ジェイウェイ	6.21%	ジェーピーモルガンチェースオープン ハイマーファンズジャスデックアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	4.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.57%	株式会社ジェイウェイ	4.61%
井無田 美鈴	3.78%	日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	3.39%
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー505104(常任代理人 株式会社み ずほコーポレート銀行兜町証券決済業務 室)	3.26%	井無田 美鈴	2.81%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	2.28%	ステートストリートバンクアンドトラストカ ンパニー505104(常任代理人 株式会 社みずほコーポレート銀行兜町証券決 済業務室)	2.42%
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	2.11%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	1.69%
ジェーピーエムシービーオムニバスユー エスペンショントリーティージャスデック 380052(常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済業務室)	1.69%	日興シティ信託銀行株式会社(投信 口)	1.56%

(注) 本新株発行後、直ちに株式の希薄化が生じるものではなく、本株式が普通株式に転換された場合に株式の希薄化が生じることになります。

上記「募集後(本株式が全て普通株式に転換された場合)」の記載につきましては、本株式が全て普通株式に転換された場合を前提に記載しております。

また、発行済株式総数およびNECキャピタルソリューション以外の株主の所有株式数は平成 20 年 6 月 30 日現在の数を前提に持株比率を算出しております。



なお、本新株発行以外の潜在株式は考慮していません。

## 5. 業績への影響の見通し

前述のとおり本新株発行により目下の事業機会の捕捉が可能となるとともに、将来の資金調達手段が拡大することで、将来の投資収益が期待できますが、具体的な影響については現在算定中であり、詳細判明次第、別途開示させていただきます。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠

今回の第三者割当における第1種優先株式の発行価額は1株につき100,000円です。当社は割当先であるNECキャピタルソリューションと慎重に協議及び検討を重ねた結果、転換価額(取得請求権の行使による普通株式の取得価額)を39,000円(直前営業日である平成21年2月6日終値に対して103.6%)と決定いたしました。転換価額は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の本取締役会決議の日の前営業日の終値や、本取締役会の前営業日までの3ヶ月平均値に加えて、株式市場全体の株価状況、払込日までの相場の変動性、当社財務状況、事業環境、今回の資金調達の必要性等を総合的に勘案したうえで決定したものです。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式には、取得価額に応じた普通株式の交付を請求することができる取得請求権が付与されており、取得請求権の行使によりNECキャピタルソリューションは最大で102,564株(本新株発行前の発行済普通株式数の34.59%、本株式全部が当初取得価額で取得されたと仮定した場合に交付される普通株式数を加えた発行済普通株式数の25.70%)の普通株式を取得する可能性があります。

本新株発行により株式の希薄化は生じますが、競合他社の投資余力が弱まる中で、本株式の発行で調達した資金を、事業機会が急速に広がる債権投資や企業向けのエクイティ投資に充当することは、将来の収益獲得力を上げ、希薄化以上に株式価値を高めるものと考えます。さらに、資本関係を持つことになるNECキャピタルソリューションと強固な連携を図ることで、異なる強みであるネットワークやノウハウのクロスセリングを行うことで、これまでとは全く異なる事業機会を捕捉することが可能となります。これらの事業機会に対する資金調達の面においても、NECキャピタルソリューションからの直接の資金調達や本提携によって高まる信用力をもとに行う金融機関からの資金調達によって、当社の収益獲得能力は飛躍的に高まることが想定され当社の株式価値の向上に資するものであると考えておりますので、今回の第三者割当増資における希薄化の規模は、当社の既存株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

## 7. 割当先の選定理由

### (1) 割当先の概要

(平成20年3月現在)

① 商号	NECキャピタルソリューション株式会社 (平成20年11月30日商号変更 旧商号:NECリース株式会社)
② 事業内容	・情報処理機器、通信機器、事務用機器、産業用機械設備その他各種機器・設備等のリース ・割賦及びファクタリング、融資、集金代行業務等
③ 設立年月日	昭和53年11月30日
④ 本店所在地	東京都港区芝五丁目29番11号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加藤 奉之
⑥ 資本金	37億7,688万円

⑦	発行済株式数	21,533,400 株		
⑧	純資産	62,012 百万円(連結)		
⑨	総資産	780,334 百万円(連結)		
⑩	決算期	3 月 31 日		
⑪	従業員数	465 名(連結)		
⑫	大株主及び持株比率	日本電気株式会社	37.66%	
		三井住友ファイナンス&リース株式会社	25.03%	
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.20%	
		ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.94%	
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.07%	
⑬	主要取引銀行	三井住友銀行		
		三菱東京UFJ銀行		
		住友信託銀行		
		日本政策投資銀行		
		みずほコーポレート銀行		
⑭	上場会社と 割当先の関係等	資本関係	該当はありません。	
		取引関係	該当はありません。	
		人的関係	該当はありません。	
		関連当事者への 該当状況	該当はありません。	
⑮	最近3年間の業績	(単位:百万円)		
	決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
	売上高	265,309	265,739	264,115
	営業利益	9,048	7,031	5,983
	経常利益	9,026	7,032	5,912
	当期純利益	5,302	4,074	3,945
	1株当たり当期純利益(円)	246.23	189.21	183.25
	1株当たり配当金(円)	40	44	44
	1株当たり純資産(円)	2,605.46	2,754.65	2,879.83

※NECキャピタルソリューションは平成20年3月期から連結財務諸表を作成しているため、上記業績につきましては平成18年3月期、及び平成19年3月期は非連結、平成20年3月期は連結の実績となっております。

## (2) 割当先を選定した理由

NECキャピタルソリューションは、当社とは全く異なるネットワークやノウハウを強みとする、本提携のパートナーです。本提携のパートナーであるNECキャピタルソリューションからの資本を受入れることは、提携の効果をより高めることになり、また当社の信用力が高まることで、当社の株式価値の向上に資するものと考えられることから、本株式の割当先として選定いたしました。

## (3) 割当先の保有方針

NECキャピタルソリューションは、本株式又は取得請求権の行使により発行される普通株式の長期保有を前提としていることから、当社とNECキャピタルソリューションとの間で締結された業務資本提携契約書において、本株式について一定の譲渡制限を設けております。また、本株式が普通株式へ転換された後にNECキャピタルソリューションが譲渡を行う際には、その旨を当社に通知することになっています。

なお、割当先からは、東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第 429 条第 1 項に従い、発行日から 2 年以内に本株式の譲渡を行った場合にその内容を当社に報告する旨の確約を得る予定です。

#### 8. 本新株発行の日程

平成 21 年 2 月 9 日(月)	本新株発行に関する取締役会決議 業務資本提携契約締結 本新株発行に関する臨時報告書提出
平成 21 年 3 月 19 日(木)	本株主総会(予定)
平成 21 年 3 月 23 日(月)	本株式に係る払込期日(予定)

### III. 定款の一部変更

#### 1. 定款変更の目的

前述のとおり、当社は本株式を第三者割当増資の方法により発行する予定ですので、第 1 種優先株式に関する規定の新設その他所要の変更を行うため、本株主総会に「定款の一部変更の件」を付議するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

本新株発行に関連する定款変更の内容は別添 2 のとおりです。

#### 3. 定款変更の日程

平成 21 年 2 月 9 日(月)	取締役会決議
平成 21 年 3 月 19 日(木)	本株主総会(予定) 定款変更の効力発生日(予定)

以上

(別添1)

第1種優先株式発行要領

株式会社リサ・パートナーズ第1種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類	株式会社リサ・パートナーズ第1種優先株式（以下「本優先株式」という。）
2. 募集株式の数	40,000株
3. 払込金額	1株につき100,000円
4. 払込金額の総額	4,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	2,000,000,000円（1株につき50,000円）
6. 増加する資本準備金の額	2,000,000,000円（1株につき50,000円）
7. 申込期日	平成21年3月23日
8. 払込期日	平成21年3月23日
9. 発行方法	第三者割当ての方法により、NECキャピタルソリューション株式会社に本優先株式の全株を割り当てる。

【本優先株式の内容】

10. 優先配当金	<p>(1) 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につきその払込金額に年率2.0%を乗じた額（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成21年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本要項において「本優先配当金」という。）を行う。但し、当該事業年度において第11項に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(2) ある事業年度において、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) 本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</p>
-----------	---

11. 優先中間配当金	当社は、当社定款に定める中間配当を行うときは、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の本優先配当金に2分の1を乗じた額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本要項において「本優先中間配当金」という。）を行う。
12. 残余財産の分配	(1) 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき100,000円を支払う。 (2) 本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。
13. 議決権	本優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
14. 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等	(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 (2) 当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 (3) 当社は、本優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。
15. 普通株式を対価とする取得請求権	(1) 本優先株主は、下記第(2)号に定める期間中、当社に対して当該本優先株主の有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。本項に基づき、本優先株主によりかかる請求がなされた場合、当社は、当該本優先株主の有する本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株主に対して、下記第(3)号に定める財産を交付する。なお、当社がある株主に対して本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。 (2) 本優先株主が当社に対して、本項に基づき当該本優先株主の有する本優先株式を取得することを請求することができる期間は、平成21年4月1日から平成25年3月29日までとする。 (3) 当社は、本優先株主が本項に基づき本優先株式の取得を請求した場合、当該本優先株主の有する本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株主に対して、当社の普通株式を交付する。本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下の算式によって計算される。 $\begin{array}{l} \text{取得と引換えに} \\ \text{交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した} \\ \text{本優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$ 上記算式における「取得価額」とは、下記第(4)号に定義される取得価額をいう。 (4) 取得価額 ① 当初取得価額 当初取得価額は、39,000円とする。 ② 取得価額の調整

(イ) 本優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記算式における「既発行株式数」とは、下記(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の取得価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式数を控除した数とする。

上記算式における「新規発行・処分株式数」とは、下記(i)においては、新たに交付する普通株式の数とし、下記(ii)においては、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当社の保有する普通株式に関して増加する普通株式数を含まない。）とし、下記(iii)及び(iv)においては、下記(iii)又は(iv)に基づいて交付されたものとみなされる普通株式の数とする。

上記算式における「1株当たり払込金額」とは、下記(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(ii)の場合は0円とし、下記(iii)及び(iv)の場合は下記(iii)又は(iv)で定める対価の額とする。

上記算式における「1株当たり時価」とは、調整後取得価額を初めて適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本②に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本②に準じて調整される。）

- (i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。但し、下記(iii)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る対価をもって当

会社の普通株式又は当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、その交付がなされた日（基準日を定めて無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日に、発行される証券（権利）の全てが、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その交付がなされた日（基準日を定めて無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該取得価額又は行使価額がその交付がなされた日（基準日を定めて無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、当該取得価額又は行使価額が決定される日（本(iii)において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「対価」とは、発行される証券（権利）の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

- (iv) 取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価を下回る対価をもって当会社の普通株式又は当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めて無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の

全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該行使価額又は取得価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、当該行使価額又は取得価額が決定される日(本(iv)において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iv)において「対価」とは、発行される新株予約権の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

- (ロ) 上記(イ)において、当該各行為にかかる基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会、取締役会その他当会社の機関の承認を条件としている場合、調整後取得価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本優先株式の取得請求をした本優先株主に対しては、次の算式により算出される数の普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

- (ハ) 上記(イ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が決定する合理的な取得価額に変更される。
- ① 株式の併合、合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (ニ) 取得価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ホ) 取得価額調整式により算出される調整後取得価額と調整前取得価額の差額が1円未満の場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取



	<p>得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p>
16. 現金を対価とする取得請求権	<p>本優先株主は、当会社に対して、平成25年3月29日に、本優先株式1株につき、100,000円と、その払込金額に同年1月1日（同日を含む。）から同年3月29日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（上記期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）との合計額の金銭の交付と引き換えに、本優先株式の取得を請求することができる。なお、上記取得請求がなされた日における分配可能額を超えて、本優先株主から本優先株式の取得の請求が行われた場合、取得すべき本優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。</p>
17. 取得条項	<p>当会社は、平成25年4月1日に、その時点で残存する本優先株式の全部を、本優先株式1株につき、本優先株式の払込金額をその時点で有効な取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引き換えに取得する。</p>
18. その他	<p>上記各項については、平成21年3月19日開催予定の当会社株主総会において、本優先株式の発行に必要な議案が承認されることを条件とする。</p>

(別添2)

定款の一部変更案

(下線は変更部分)

現行定款	改正案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>721,600株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>760,000株とし、720,000株は普通株式の発行可能種類株式総数、40,000株は第1種優先株式の発行可能種類株式総数とする。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第2章の2 優先株式</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(優先配当金)</u> 第10条の2 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された第1種優先株式（以下「本優先株式」という。）を有する株主（以下「本優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につきその払込金額に年率2.0%を乗じた額（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成21年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を本定款において「本優先配当金」という。）を行う。但し、当該事業年度において次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 <u>2 ある事業年度において、本優先株主又は本優先登</u></p>

	<p><u>録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>3 本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(優先中間配当金)</u></p> <p><u>第 10 条の 3 当社は、本定款に定める中間配当を行うときは、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の本優先配当金に 2 分の 1 を乗じた額の金銭による剰余金の配当</u>  <u>(かかる配当により支払われる金銭を本定款において「本優先中間配当金」という。)を行う。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第 10 条の 4 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 100,000 円を支払う。</u></p> <p><u>2 本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第 10 条の 5 本優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等)</u></p> <p><u>第 10 条の 6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</u></p>

<新 設>

2 当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 当社は、本優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

<新 設>

第 10 条の 7 本優先株主は、本条第 2 項に定める期間中、当社に対して当該本優先株主の有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。本項に基づき、本優先株主によりかかる請求がなされた場合、当社は、当該本優先株主の有する本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株主に対して、本条第 3 項に定める財産を交付する。なお、当社がある株主に対して本優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出にあたって、1 株未満の端数が生じたときは、会社法第 167 条第 3 項に従いこれを取り扱う。

2 本優先株主が当社に対して、本項に基づき当該本優先株主の有する本優先株式を取得することを請求することができる期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 29 日までとする。

3 当社は、本優先株主が本条に基づき本優先株式の取得を請求した場合、当該本優先株主の有する本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株主に対して、当社の普通株式を交付する。本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、以下の算式によって計算される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 
$$= \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$$

上記算式における「取得価額」とは、本条第 4 項に定義される取得価額をいう。

4 取得価額

(1) 当初取得価額

当初取得価額は、39,000 円とする。

(2)取得価額の調整

(イ)本優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数+新規発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり時価} \end{array}}$$

上記算式における「既発行株式数」とは、下記(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の取得価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式の総数から、当該日において当会社の保有する当会社の普通株式数を控除した数とする。

上記算式における「新規発行・処分株式数」とは、下記(i)においては、新たに交付する普通株式の数とし、下記(ii)においては、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の保有する普通株式に関して増加する普通株式数を含まない。）とし、下記(iii)及び(iv)においては、下記(iii)又は(iv)に基づいて交付されたものとみなされる普通株式の数とする。

上記算式における「1株当たり払込金額」とは、下記(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(ii)の場合は0円とし、下記(iii)及び(iv)の場合は下記(iii)又は(iv)で定める対価の額とする。上記算式における「1株当たり時価」とは、調整後取得価額を初めて適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東

京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記 30 取引日の間に、本②に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本②に準じて調整される。）

( i )取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。但し、下記(iii)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ii )株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価を下回る対価をもって当会社の普通株式又は当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、その交付がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場

	<p>合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日に、発行される証券(権利)の全てが、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その交付がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのために基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該取得価額又は行使価額がその交付がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、当該取得価額又は行使価額が決定される日(本(iii)において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「対価」とは、発行される証券(権利)の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当</p>
--	---

	<p><u>該証券（権利）の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。</u></p> <p><u>(iv)取得価額調整式に使用する 1 株当たり時価を下回る対価をもって当会社の普通株式又は当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。但し、当該行使価額又は取得価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後取得価額</u></p>
--	--



は、当該行使価額又は取得価額が決定される日（本(iv)において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iv)において「対価」とは、発行される新株予約権の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

(ロ)上記(イ)において、当該各行為にかかる基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会、取締役会その他当会社の機関の承認を条件としている場合、調整後取得価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本優先株式の取得請求をした本優先株主に対しては、次の算式により算出される数の普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整後取得価額}} \times \frac{\text{調整前取得価額に}}{\text{より当該期間内に}} \text{交付された株式数}$$

調整後取得価額

(ハ)上記(イ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が決定す

る合理的な取得価額に変更される。

①株式の併合、合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

③取得価額の調整事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出に関して使用すべき 1 株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

(ニ)取得価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

(ホ)取得価額調整式により算出される調整後取得価額と調整前取得価額の差額が 1 円未満の場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(現金を対価とする取得請求権)

第 10 条の 8 本優先株主は、当会社に対して、平成 25 年 3 月 29 日に、本優先株式 1 株につき、100,000 円と、その払込金額に同年 1 月 1 日（同日を含む。）から同年 3 月 29 日（同日を含む。）までの期間に対して年率 2.0%の利率で計算される金額（上記期間の実日数につき、1 年 365 日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）との合計額の金銭の交付と引き換えに、本優先株式の取得を請求することができる。なお、上記取得請求がなされた日における分配可能額を超えて、本優先株主から本優先株式の取得の請求が行われた場合、取得すべき本優先株式は、

	<p><u>抽選、按分比例その他の方法により決定する。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(取得条項)</u></p> <p><u>第 10 条の 9 当社は、平成 25 年 4 月 1 日に、その時点で残存する本優先株式の全部を、本優先株式 1 株につき、本優先株式の払込金額をその時点で有効な取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引き換えに取得する。</u></p>
	<p><u>(その他の事項)</u></p> <p><u>第 10 条の 10 当社は、前 8 条に定めるほか、本優先株式に関する事項について、これを本優先株式の最初の発行に先立って取締役会の決議で定める。</u></p>
	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 17 条の 2 第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第 11 条、第 13 条、第 14 条および第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>4 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	
<p>&lt;新 設&gt;</p>	

<新 設>	
-------	--

- ※ 上記新旧対照表における変更のほか、株券電子化に伴う変更が行われることも予定されている。
- ※ 上記新旧対照表における条文番号は、本日現在において有効な定款における条文番号であり、実際の変更後の定款における条文番号は、上記新旧対照表のものとは異なるものとなる可能性がある。